



「自転車運転者講習制度」が運用されています。

講習制度の対象となる

危険行為

は下記の**16**類型です。



<p>1 信号無視 法第7条違反</p>	<p>2 通行禁止道路(場所)の通行 法第8条第1項違反</p> <p>「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所(歩行者天国等)を通行する行為</p>	<p>3 歩行者用道路での徐行違反 法第9条違反</p> <p>自転車の通行が認められている歩行者用道路において歩行者に注意を払わずに徐行しないで通行する行為</p>
<p>4 歩道通行や車道の右側通行等 法第17条第1項、第4項又は第6項違反</p> <p>車道の右側、右側の路側帯、「安全地帯」や自転車が通行できない「立ち入り禁止部分」を通行する行為</p>	<p>5 路側帯での歩行者の通行妨害 法第17条の3第2項違反</p> <p>自転車が通行できる道路の左側の路側帯を歩行者の通行を妨げるような速度・方法で通行する行為</p>	<p>6 遮断踏切への立ち入り 法第33条第2項違反</p> <p>遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為</p>
<p>7 交差点優先車妨害(左方優先等) 法第36条違反</p> <p>信号のない交差点で左から来る車両等や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害する行為</p>	<p>8 交差点優先車妨害(直進・左折車妨害) 法第37条違反</p> <p>交差点で右折するときに、直進や左折しようとする車両等の進行を妨害する行為</p>	<p>9 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反</p> <p>環状交差点内の通行車両等の妨害や環状交差点に入るときに徐行しない行為、環状交差点やその付近の道路を横断する歩行者を妨害する行為</p>
<p>10 一時不停止 法第43条違反</p>	<p>11 歩道での歩行者妨害等 法第63条の4第2項違反</p> <p>歩道の車道寄り部分や通行指定部分を徐行しない行為又は、歩行者の妨害になる場合に、一時停止しない等の行為</p>	<p>12 制動装置不良の自転車の運転 法第63条の9第1項違反</p> <p>ブレーキ装置が備えていなかったりブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為</p>
<p>13 酒気帯び運転等 法第65条第1項違反</p> <p>酒気を帯びて自転車を運転する行為</p> <p>令和6年11月1日から酒気帯び運転が追加</p>	<p>14 安全運転義務違反 法第70条違反</p> <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、かつ、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為</p> <p>※ 傘さし運転等で交通事故を起こすと対象となる場合があります。</p>	<p>15 携帯電話使用等 法第71条第5項の5違反</p> <p>携帯電話で通話や画像等を注視するなど、携帯電話等を操作しながら運転する行為</p> <p>令和6年11月1日に追加</p>

16 妨害運転
法第117条の2第1項第4号、第117条の2の2第1項第8号違反

他の車両等の通行を妨害する目的で著しい交通の危険や交通の危険のおそれを生じさせる行為

16 類型の違反を3年以内にくり返すと...

「自転車運転者講習制度(3時間: 6,000円)」の対象となります。

違反の検挙の対象とならない
14歳未満の方は、講習の対象となりませんが、**ルールを守って安全運転を!!**

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用